

丹波篠山市上下水道料金システム構築業務
標準仕様書

令和3年6月

丹波篠山市上下水道部

(目 的)

第1条 本仕様書は、丹波篠山市上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）の構築業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、丹波篠山市上下水道部（以下「発注者」という。）が料金システム構築業務受託者（以下「受託者」という。）に求める基本的事項を定めたものである。

受託者の選定にあたっては、技術やシステムの機能だけでなく、提案書をもとに実績や能力、サポート体制等を総合的に判断し、最も評価の高かった者を受託者として選定するため、プロポーザル方式にて実施する。

(業務名称)

第2条 丹波篠山市上下水道料金システム構築業務

(料金システム稼働予定期間)

第3条 新たな料金システムの稼働予定期間は令和4年4月1日から少なくとも5年は稼働する予定である。状況に応じて稼働期間を延長することがあるため十分に稼働できる仕様にしておくこと。

(料金システム構築期間)

第4条 本業務の構築期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(料金システム稼働箇所)

第5条 料金システムの稼働箇所は次のとおりとする。ただし、発注者の組織改正やレイアウト変更等により稼働場所が変更となった場合でも対応すること。

- ①丹波篠山市上下水道部事務所（丹波篠山市役所本庁舎2階）
- ②営業関連業務受託者（以下「料金コーナー」という。）事務所
（丹波篠山市役所本庁舎2階）
- ③丹波篠山市役所総合窓口（丹波篠山市役所本庁舎1階）
※丹波篠山市役所（兵庫県丹波篠山市北新町41番地）

(業務概要)

第6条 本業務は、新料金システムの構築並びに現行システムからのデータ移行など、関連する業務を包括的に行うものである。

受託者に求める主な内容については、次のとおりとする。

- ①料金システムの開発及び当市の料金体系に準じた料金システムの構築
- ②料金システムに必要な機器の調達・設置及び設定
- ③データ移行（テスト～仮稼働～本稼働）及びこれに伴う協議等

- ④料金システム動作テスト
- ⑤発注者及び料金コーナー職員への研修
- ⑥料金システムの運用サポート及び保守業務
- ⑦必要であれば発注者事務所内等の電源工事等料金システム稼働に必要な全ての業務
- ⑧成果物の引渡し
- ⑨当市と取引のある金融機関及びコンビニ収納代行業者との調整など
- ⑩その他、本業務に必要な業務

(基本要件)

第7条 料金システム構築に係る基本条件については、次のとおりとする。

- ①業務の実施にあたっては、丹波篠山市の条例、規則、関連する各種法令等を遵守すること。
- ②料金システムはクラウド型で構築すること。
- ③料金システム構築にあたっては、発注者と綿密な協議を行い、理解の不一致をなくし、確実な料金システムの動作を構築すること。
- ④既存の機器類（検針用ハンディーターミナル、プリンター等）を有効利用すること。
- ⑤パッケージソフトを基本として、機能要求書の内容をできる限り満たすものであること。また、機能要求書で必須とされている機能が提案する料金システムにない場合は、カスタマイズ若しくは代替案を提示すること。
- ⑥発注者職員等の増減、法令等の改正及び消費税や組織名称等に係る変更があった場合に迅速な対応ができる料金システムであること。
- ⑦稼働中において支障がないよう料金システムの環境を整備すること。
- ⑧料金システムのほか関係するシステムへの不正アクセス等に対する防止策を十分に講ずること。
- ⑨既存のパソコンにおいて他のアプリケーションに影響を与えないこと。
- ⑩料金システム稼働中においても、他のアプリケーションが使用できること。
- ⑪障害発生時には迅速に対応し、その後も引き続き誠意ある対応をすること。
- ⑫帳票についてはA4とする。
- ⑬料金システムの運用及び維持管理の費用について、軽減を図ること。
- ⑭システム障害等の不具合が生じた場合は、発注者の求めに応じること。
- ⑮システム障害等の対応については、原則として電話または電子メールにより対応すること。ただし、状況によっては訪問により対応すること。
- ⑯同時に接続できるクライアントPCは15台とする。
- ⑰成果物の引渡し後、1年以内にシステム障害等の不具合が生じた場合は、発注者の求めに応じること。
- ⑱受託者は、丹波篠山市個人情報保護条例及びその他の個人情報保護に関する関係法

令等を遵守し、業務上知り得た個人情報及びその他の情報を当該業務以外の目的で利用してはならない。また、これらの情報の管理には万全を期すこと。

- ⑩丹波篠山市個人情報保護条例第9条の定めにあるとおり、発注者が保有する個人情報を受託者へ提供するにあたり、丹波篠山市情報公開・個人情報保護審査会に諮り承認を得なければならない。受託者は承認後に料金システムの構築業務に着手するものとする。

2 データ移行

- ①原則として、現行の料金システムから抽出したデータを新たな料金システムに全て移行すること。ただし、発注者が指示するものについてはその指示に従うこと。
- ②現行の料金システムからのデータ抽出については、受託者が現行料金システム事業者と提供するデータの形式、提供回数（原則3回とする。）、提供時期等を十分協議の上決定するものとする。
- ③新料金システムへのデータの移行については、受託者が行い、データの移行漏れや変換誤り等の検証や新料金システムでの操作検証することとし、その費用についても、今回の見積りに含めるものとする。
- ④データ移行に関する詳細な内容について、発注者及び現行の受託者との3者で綿密な協議を行うこと。受託者は協議議事録を作成すること。
- ⑤現行料金システムのデータを有効利用し、新たな料金システムのマスターデータを作成すること。
- ⑥現行料金システムのデータ内容を十分に解析し、必要なデータ変換を行いながら円滑なデータ移行を行い、データについてエラーや不明な箇所がある場合は発注者及び現行の受託者の3者で協議し決定するものとする。
- ⑦データ抽出費用は本業務の契約における見積りに含めない。
- ⑧現行システム事業者は株式会社フューチャーインである。

3 料金システム動作テスト

- ①受託者は発注者による料金システム動作テストが可能な環境を構築すること。
- ②テスト項目は基本操作（開閉栓受付、検針、調定、還付、更正、日次、月次、年次、その他）から口座振替に関する一連の動作、コンビニ収納のための収納代行業者（スマホ決済アプリ PayPay LINEPay PayB auPay 楽天銀行 Pay 銀行 Pay 含む）との動作、検針用端末の動作等とする。
- ③コンビニ収納等の動作テストのために、発注者の指示のもとダミーデータ100件程度用意すること。また、テストのために発生する消耗品の負担は発注者とする。

4 ネットワーク要件

使用する端末は公衆回線を利用した他の業務でも使用できるものとし、セキュリティ対策を十分に施し安全かつ快適に料金システムが稼働するようにすること。

5 研修

- ①料金システム導入時には発注者及び料金コーナー職員に対し、事前に十分な操作研修を行うこと。
- ②機能要求書にあるマニュアルに加え、セットアップマニュアルを用意すること。

6 関係機器等

関係機器等に関することは機能要求書のとおりとする。

(業務状況等)

第8条 令和元年度末における当市の業務状況等については次のとおりである。

1 業務状況

ア 給水区域	丹波篠山市の全域及び加東市平木の一部
イ 給水戸数	18,675戸
ウ 給水人口	40,982人
エ 下水接続件数	15,782件
オ 下水接続人口	36,875人
カ 登録件数	約43,000件(下記内訳) 開栓 約19,500件 閉栓 約22,500件 廃止 約1,000件
キ 検針期間	隔月(当月20日～翌月10日)
ク 検針件数	偶数月:約9,500件、奇数月:約9,100件 隔月検針毎月調定(検針水量に1/2を乗じて毎月調定)
ケ 口座振替件数	約15,600件 ※口座振替は毎月27日に引落しを行い27日が休業日の場合は翌営業日となる。また、再振替は行っていない。
コ 納付書件数	約3,000件
サ 上水用途	家庭用、アパート、営業用、工場用、事務所用、官公庁用、学校用、病院用、その他、臨時用
シ 下水事業	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、小規模農業集落排水
ス 料金体系	上水:口径別従量制

下水：従量制

※井戸水等（水道水以外の水）のみの使用や井戸水等と水道水の併用の場合は、次の算定方法による。

①井戸水等の水量計算

家族人数×4 m³=使用水量

②井戸水等と水道水の併用

家族人数×4 m³×1/2+水道使用量=使用水量

③浴場汚水

300 m³以下10,000円 300 m³を超える分50円

丹波篠山市水道事業給水条例、丹波篠山市生活排水処理施設使用料徴収条例（別紙参照）

セ 保有調定年度	平成11年度～
ソ 事業会計	水道事業会計、下水道事業会計

（業務別機能）

第9条 別紙の機能要求書のとおりとする。

（成果品）

第10条 成果品は次のとおりとする。

- ①協議・打合せ内容 一式
- ②アプリケーション 一式
- ③料金システム運用マニュアル 一式
- ④端末利用者操作マニュアル 一式
- ⑤保守体制マニュアル 一式
- ⑥セットアップマニュアル 一式
- ⑦納入機器一覧 一式
- ⑧ネットワーク図 一式
- ⑨その他、発注者が求めるもの。

（保守業務）

第11条 保守業務は次のとおりとする。

1 保守体制

- ①発注者の要請により迅速かつ的確なサポートを行い、誠意ある対応ができること。
- ②導入後においても、発注者からシステム操作における質問や新たな要望があるときには、担当SEまたはサポートセンターによる迅速かつ丁寧な対応ができる環境を配備すること。

- ③システム操作方法に対する問合せ窓口として要員を配置すること。なお、これについては常時でなくてよいが問合せについては常に対応できるようにしておくこと。
- ④システムの技術上の問合せについて、担当 SE を配置すること。
- ⑤保守対応時間は原則、平日の 8：30～17：15 までとする。ただし、重大な障害への対応等、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 保守内容

- ①システム保守は、問合せ対応による保守と障害対応における保守を実施すること。
また、プログラムバグ等の改修についても保守の範囲内とする。
- ②原則として、障害については当日若しくは翌営業日までに復旧すること。
- ③障害の原因を究明し、発注者に書面で報告すること。
- ④5年間の保守を予定としているが、これ以降も料金システムを使用する場合は保守対応できること。
- ⑤OSに関するバージョンアップに対応すること。
- ⑥1回／年以上の定期保守を実施すること。
- ⑦バックアップは毎日行うこと。
- ⑧既存の検針用ハンディーターミナル（GT-30（キャノン製） 13台）の保守業務を現受託者（株）フューチャーイン）から引継ぎ行うこと。
- ⑨その他必要となる保守については、別途協議し定めるものとする。

（守秘義務）

第12条 受託者は、本業務に関して知り得た情報等を秘密にし、第3者に漏洩することがないように必要な措置をとらなければならない。この契約が終了した場合でも同様とする。

（見積と支払条件）

第13条 「導入費用」、「維持運用費用」、「移行データ抽出費用」をそれぞれ分けて見積もることとし、「導入費用」は導入時一括払い、「維持運用費用」は本稼働後（令和4年4月1日を予定）毎月払い、「移行データ抽出費用」は必要となったときに支払うものとする。

2 導入費用

- ①ハードウェア費用、パッケージを含むソフトウェア費用、導入費用、セットアップ費用、カスタマイズ費用、移行データの受取・解析等に係る費用、職員等への研修費用、その他料金システム導入に関し必要となる一切の費用。
- ②カスタマイズ費については、一式の金額を記載し、別紙でカスタマイズ毎の費用を分けて記載すること。なお、内容については機能要求書に記載したものと相違がないようにすること。

- ③ハードウェア費については、ハードウェア機器を導入するうえで必要となる費用を一式の金額で記載し、別紙で項目別に記載すること。
- ④データ取込費については、データ移行時に必要となる経費を一式の金額で記載し、別紙で業務別に記載すること。
- ⑤その他導入に係る経費については、必要な業務全てを一式で記載し、別紙で項目別に分けて記載すること。

3 維持運用費用

- ①稼働後5年間のハードウェア保守、ソフトウェア保守、クラウド利用料、障害対応等の維持管理費用等を含む料金システム運用に関し必要な全ての維持運用費用を含めること。
- ②上記に関わらず、サーバー・UPS等のハードウェアの全部または一部の保守について、保守料を年度毎に支払するより導入時に一括払いするほうが総額として安価になる場合は、当該機器の保守料をこの維持運用費用から除き導入費用に含めてよい。
- ③回線使用料が発生する場合は別途、参考見積として提出すること。(評価には含めない)
- ④6年目以降も使用する可能性もあるため、6年目以降の維持運用費用も別途提示すること。

4 データ抽出費用 (参考)

今回、受託候補者に選定され、契約締結を行った場合の次回システム移行時に必要となるデータ抽出費用を一式の金額で記載し、別紙で業務別に記載すること。

- ①指定する要求 データ抽出における最低限の要求は、以下のとおりとする。
 - ア 料金システム内で管理している全てのデータについて抽出を行うこと。
 - イ データ仕様書(データの説明書、ファイルレイアウト)を作成すること。
 - ウ 抽出データは、外部媒体に保存し提供すること。
 - エ データについては、CSV形式で抽出すること。
 - オ データの最低提供回数は3回とする。
 - カ 新たな料金システム業者とのデータ提供に関する協議を提供データ作成前に行うこと。

(その他)

第14条 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の間で協議をし、決定するものとする。

<丹波篠山市給水条例抜粋>

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。
2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、1箇月につき、別表により算定した基本料金と超過料金の合計額（消費税相当額を別途加算する。）とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、定例日（料金算定の基準日として2箇月に1回、あらかじめ、市長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日未満で、使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額

2 月の中途において、口径を変更した場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は市長が指定した金融機関等（以下「金融機関」という。）

を通じて口座振替により毎月徴収する。

- 2 水道使用を止めた場合であっても、その届出がないときは料金を徴収する。
- 3 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。
(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の工事の設計をするとき。1件につき設計金額の5パーセントとする。
- (2) 臨時給水仮設料6箇月以内のもの1件につき40,000円、6箇月以上1年以内のもの1件につき、60,000円。ただし、1年を超えるものについては臨時給水と認めない。

別表（第24条関係）

水道料金表（1箇月につき）（税抜）

区分 口径	基本料金				超過料金 (1m ³ 増すごとに)
	基本水量	料金	メーター使用料	計	
13mm	10m ³	1,565円	65円	1,630円	20m ³ まで
20mm	10m ³	1,850円	100円	1,950円	
25mm	10m ³	4,270円	110円	4,380円	21m ³ 以上
30mm	15m ³	7,485円	150円	7,635円	
40mm	25m ³	12,500円	200円	12,700円	355円
50mm	35m ³	18,395円	800円	19,195円	
75mm以上	50m ³	27,135円	1,000円	28,135円	
臨時用料金	1m ³	600円	上記口径別料金による		600円

＜丹波篠山市生活排水処理施設使用料徴収条例抜粋＞

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、市が施行する公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及びコミュニティプラント（以下「施設」という。）の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第2条 公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、施設の使用について、使用者から下水道使用料（別表により算出した合計額（消費税相当額を別途加算する。）。以下「使用料」という。）を徴収する。ただし、1円未満は切り捨てる。

2 前項の使用料は、毎月、納入通知書又は口座振替により徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第3条 使用料の額は、毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定する。

2 使用者が、施設に排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確認する事ができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(使用料徴収の特例)

第4条 丹波篠山市下水道条例（平成11年篠山市条例第189号）第12条又は丹波篠山市農業集落・コミュニティプラント排水施設条例（平成11年篠山市条例第166号）第10条に規定する施設の使用の廃止又は休止の届出をしないときは、施設を引き続き使用しているものとする。

2 月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とし、使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは1箇月として算定した額（消費税相当額を加えた額をいう。）とする。

(一時使用)

第5条 土木建築等の工事のため、施設を一時使用する場合その他市長が必要と認めた場合は、概算使用料（消費税を加えた額をいう。）を前納させることができる。

2 前項の概算使用料は、使用の停止又は廃止した場合に精算する。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料の減額又は免除

することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条、第3条関係）（税抜）

汚水の種類	基本額 (1箇月につき)	超過額1立方メートルにつき (1箇月につき)
一般汚水	8立方メートル以下 900円	8立方メートルを超え20立方メートル以下の分 150円 20立方メートルを超え40立方メートル以下の分 160円 40立方メートルを超え100立方メートル以下の分 170円 100立方メートルを超える分 190円
浴場汚水	300立方メートル以下 10,000円	300立方メートルを超える分 50円

<丹波篠山市生活排水処理施設使用料徴収条例施行規程抜粋>

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波篠山市生活排水処理施設使用料徴収条例（平成11年篠山市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第2条 使用料は、丹波篠山市水道事業給水条例（平成11年篠山市条例第203号。以下「水道条例」という。）により徴収する水道料金に併せて徴収する。

2 水道水以外の水を併用して使用している場合は、前項の使用料と同時に徴収するものとする。

3 水道水以外の水のみを使用している場合は、前2項に準じ徴収するものとする。

(使用料徴収額の調整)

第3条 使用料を徴収した後、その徴収額に誤謬を発見したときは、速やかにその過不足額を調整し、充当し、還付し、又は追徴するものとする。

(排除汚水量の認定)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する水道水の使用水量は、水道条例第17条第1項の規定によるものとし、各月の使用水量は水道条例第25条の規定を準用する。

2 条例第3条第2項第2号に規定する使用水量は、次により認定するものとする。

(1) 家事のみに使用する水道水以外の水については、1人当たり1月につき4立方メートルとする。

(2) 前号に係る水道水以外の水と水道水とを併用している場合は、同号により認定した使用水量の2分の1を加算する。

(3) 前2号以外のものについては、使用者の態様、揚水設備の能力、その稼働時間、水の使用状況等を勘案し、別に定める。

(測定装置の設置)

第5条 公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、条例第3条第2項第2号による水道水以外の水の認定に当たり必要と認めるときは、測定のための装置を取り付けさせることができる。